

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するために

電磁波の悪用を禁止する法整備等に関する要望書

2010年2月22日

総務大臣 原口一博 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、2008年11月27日、鳩山元総務大臣に宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書」を提出して善処をお願いしてまいりました。しかし未だ陳情6項目に対する対応が何ら見られず、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は増えるばかりであります。そこで、民主党政権に代ったこともあり、再度要望書を提出することにした次第です。ここに前回陳情6項目を再度要望致しますとともに、特定個人にピンポイントで遠隔から様々に影響を与える電磁波を用いたテクノロジーの悪用を禁止する法整備の要望を付け加えました。また2009年5月26日斉藤鉄夫元環境大臣に提出した要望書の一項目も付け加えました。これは電波法を所管する貴省が当然の任務とすべき内容であり、それがテクノロジー犯罪主体を解明する端緒になりますこと確信致しますことから、速やかなる対応お願い申し上げます。尚、以下7つの要望事項に対しますご回答を頂きますようお願い申し上げます。

要望事項

1. テクノロジー犯罪を実行するためのキーテクノロジーとしてあるつきま

とい（ストーカー）テクノロジーの存在を徹底調査して、結果を公開するとともに、そのような電磁波の悪用を禁止する法整備をして下さい。

2008年11月27日提出陳情書、陳情項目1、「テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうことができるテクノロジーが使われておりますが、これは携帯電話に使われているテクノロジーと酷似するものと思われま。対象が人間であるか携帯端末であるかの違いだけであります。今日ではほとんどの国民が携帯端末を利用しており、端末の所持によってそれを利用する人の位置を確認することができます。この機能から子供たちに端末をもたせて防犯対策を図ることも計画されております。しかし多くの被害者が「端末を持たなくてもつきまとわれる」、「携帯電話が利用されるはるか以前からつきまとわれていた」と証言しており、端末の所持とは別の方法でつきまとわれていたと考えることができます。これは携帯電話の設備とは別に特定個人をつきまとうことができる技術があることを想像させるものであります。それをするにはどのような設備があって可能なのか、携帯電話網を普及させ監督される貴省は多くの情報をお持ちのことと考えますので、つきまといテクノロジーの解明に積極的にご協力頂きますようお願い申し上げます。」を再度要望致します。

ここで言うつきまといテクノロジーはストーカー・テクノロジーとも表現することができます。以下に説明します様々なテクノロジー犯罪は、このつきまといテクノロジーを基本として、その上に別の信号が乗せられて引き起こされていると考えられますので、テクノロジー犯罪のキーテクノロジーとしてあるものと考えます。ストーカーという言葉は桶川女子大生殺害事件（1999年10月26日）以来一般的になった言葉ですが、テクノロジー犯罪が40年を超える歴史があると考えられますことから、それよりも四半世紀以上前からテクノロジーが特定個人をストーカーしていたこととなります。この秘された現実を直視して、ストーカー・テクノロジーの存在を徹底調査して、結果を公開するとともに、そのような電磁波の悪用を禁止する法整備を早急にお願致します。

2. 電磁波を使って人間を操作できることを認め、それを情報公開して一般認識を改めさせるとともに、そのような電磁波の悪用を禁止する法整備をして下さい。

2008年11月27日提出陳情書、陳情項目2、「テクノロジー犯罪には、

遠距離から、見えない方法で人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動にまで影響を及ぼすことができるテクノロジーが使われておりますが、これは前記つきまといテクノロジーと一体となって生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動に影響を及ぼす信号送信によって行われているものと考えられます。その信号技術を知るヒントとしてデルガド博士（スペイン人生理学者で、アメリカのエール大学で電磁波生体効果を研究）の著した『Physical Control of the Mind』があります。直訳しますと「心の物理的操作」ですが、このなかでデルガド博士は、被験者となったチンパンジーや猫が「機械仕掛けのおもちゃのように見えた」と表現しております。それほど自由自在に無線で遠隔から動かすことができたと自負しているのです。この本の全文翻訳が当 NPO 会員の協力で終了しましたのでここに添付致します。動物実験レベルですが、運動機能、五感・感情、三欲に無線で影響を及ぼすことができた実態が説明されておりますので是非ともご参照頂きますようお願い申し上げます。またスティモシーバーという人間への利用の説明もあります。てんかん患者と行動障害の患者の脳に電極を埋め込んで、無線で、病院内ならどこでも脳波を計測でき、異常信号をとらえた場合信号を送って治療を施せるという装置であります。このような研究が1950年代から行われ、その結果としてこの本が1969年に出版されたのであります。このような基礎研究の積み重ねがあつて可能となる被害を当会被害者は受けていると考えられるのであります。デルガドはこの著書を著すまでに500ほどの研究論文を発表しております。それらを調査すればより明瞭になるはずであります。これによって電磁波と生体との関係を考える大転換をして頂きますよう切にお願い申し上げます。付け加えますと、これまでのような小児白血病と電磁波との関係の疫学的調査では人類を救えないということであり、デルガドの実験のように人工電磁波の積極的な利用とその生体効果の研究が必要であります。」を再度要望致します。

デルガドが行った実験は動物や人間をコントロールするテクノロジーの開発であります。当 NPO の調査から、テクノロジー犯罪が40年を超える歴史があり、確認被害者が600名を超え、それが氷山の一角にも満たないと思われ、日本国内にデルガドの研究をはるかに凌駕する研究資料が存在して不思議はありません。この秘された研究資料を発見すれば新たな研究など必要ないと考えます。一刻も早く貴省を挙げてこの秘された人間コントロール・テクノロジー研究の足跡調査に着手して頂きますとともに、電磁波と生体との関係を現実に合致するように情報公開することで、一般認識を改めさせるとともに、そのような電磁波の悪用を禁止する法整備を早急をお願い致します。

3. テクノロジー犯罪被害のなかで、声・音・映像送信被害は最先端の通信テクノロジーの悪用であるとの観点から、通信部門を監督する貴省としてその技術の解明と悪用主体の特定にご協力頂きますとともに、そのような電磁波の悪用を禁止する法整備をして下さい。

2008年11月27日提出陳情書、陳情項目3、「テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせ、映像を見せるテクノロジーが使われておりますが、それがどこに行っても行われることから、これも前記つきまといテクノロジーと一体となっていることが考えられます。しかし人や音源がないのに声・音が聞こえ、対象物がないのに映像が見えるという被害者証言は大変な現実を物語っております。これは携帯端末のような道具を使わずに声・音・映像情報を特定個人に送ることができるということであります。そのテクノロジーを解明するヒントとして、1970年代初頭、アメリカにあるマックギル大学のグレン・カートライト博士は「シンバイオニック・マインド」という造語を作り、「あなたがだれかと話したいと考えただけでシンバイオニック・マインドが世界中どこにしようがその人の位置を見定め、通信回線を通して直接通信を確立できるであろう」と述べております。学者である博士が『Technology Review』誌で述べたことですから、全くの空想を言っているのではなく、基礎的な研究がその時点で終わっていたことが考えられます。通信の最先端は博士の言うように、話したい特定個人と特定個人を無線でつないで、端末もなく、しかも言語を越えて会話ができることであります。その夢のようなことが既に可能となっていることを被害者証言から証明できるのであります。そのような最先端テクノロジーが悪用されて声・音・映像被害者があると考えられます。よって声・音・映像犯罪の主体は最先端の通信技術を握っている組織と断定することができます。これは通信を監督する貴省として無視することができないことと考えます。そこでこの犯罪主体の特定と技術的解明に是非ともご協力頂きますようお願い申し上げます。」を再度要望致します。

また、声・音・映像を人間にピンポイントで送信する電磁波の悪用を禁止する法整備を早急をお願い致します。

4. テクノロジー犯罪被害のなかで、身体各部位のピンポイント攻撃はフレイ効果と呼ばれるアラン・フレイの論文で明らかとなっていることから、フレイの実験の追試と被害者周辺で発生している電磁波信号の調査をするとともに、そのような電磁波の悪用を禁止する法整備をして下さい。

2008年11月27日提出陳情書、陳情項目4、「テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われておりますが、これは特定個人をとらえるだけでなく、各臓器や部位を確実にとらえて、しかも見えない方法でピンポイント攻撃できる武器の存在を証明するものであります。痛みを感じ方としては、このように心臓等臓器や陰部を狙い撃ちされた痛み、針で刺されたような痛み、体中にピチピチあたる感覚等があります。針で刺された感覚については、アラン・フレイの論文『Human auditory system response to modulated electromagnetic energy』に次のように説明があります。これは先の声・音被害の証明にもなるものであります。「1平方センチメートルあたり数マイクロワットという平均出力密度で誘発される一時的な現象を発見した。そしてこれらの効果は発信機のスイッチが入れられると自動的に起こった。適当な変調で様々な音の知覚が数インチから数千フィート離れた被験者に誘発された。幾分条件設定が異なる発信機では、頭を強く打たれる感覚が誘発された。さらに発信機の条件設定を変えると、ピンや針で刺された感覚が生じた」と述べているのであります。フレイの実験の追試と、被害者周辺で発生している電磁波信号の徹底調査が被害の証明となりますことから、その調査に踏み切って頂きますようお願い申し上げます。」を再度要望致します。

また、身体各部位をピンポイントで攻撃する電磁波の悪用を禁止する法整備を早急をお願い致します。

5. 人工電磁波が生体・生物・地球環境に微妙に影響することを認め、それを情報公開して一般認識とするとともに、それを前提として将来の進路を国民全員で考えられるようにして下さい。

2008年11月27日提出陳情書、陳情項目5、「テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジできると考えられますが、これまでの被害経験から、自分の体が極めてデリケートに見えない力に反応してしまっていることが分かります。相当微弱な電磁波で動かされていると思われ、規制レベルのはるか下で反応している体感があります。このことから人間は電磁波に対して極めてデリケートな存在であるをつくづく思うようになっている次第です。そしてこれは人間だけでなく全ての生物が同じであると考えます。昨今周囲の木々に生命力が感じられず、耐えに耐えているように見え、また自然の美しさが感じられなくなっていることは大問題で

あります。このデリケートさは地球環境も同じであると思われます。人工電磁波と生体・地球環境との関係を説明している好著にロバート・ベッカーの『クロスカレント』があります。ベッカーが説明するように相互の関係が理解されますと、電磁波の利用には限界があることが分かってまいります。貴省が推進される e-Japan 計画、それは人工電磁波で周囲を覆ってのユビキタス社会の実現でありましょうが、その限界を知ることも大事であります。電磁波に大変デリケートな人間・生物・地球環境を救うためには、国際非電離放射線防護委員会が定めている「時間変化する電界、磁界及び電磁界による暴露を制限するためのガイドライン」も、WHOの電磁波と小児白血病との関係の警告も射ているものではないことを知るべきであります。将来の進路を国民全員で正しく考え、正しい道を選択するために、電磁波と生体・生物・地球環境との関係を考える観点を大転換して、それを情報公開して頂きますよう切にお願い申し上げます。」を再度要望致します。

自然電磁波と生体・生物・地球環境とのつながりを考えていくこと、人工電磁波と生体・生物・地球環境とのつながりを考えていくことは、人類のこれからの生き方の指針を与えてくれるものと考えます。人間社会だけの生活規範から人間以外の生物、地球環境まで包括した生活規範のなかで生きるのがこれからの時代と考えます。人類を大きく飛躍させるために乗り越えなければならない大きな転換点でありますことをご理解の上善処して頂きますようお願い申し上げます。

6. 日本版ライフログ構想の稼働実態の調査とその結果の公表、および国民総背番号制を超える国民絶対管理の時代にならないように事前の法整備をして下さい。

2008年11月27日提出陳情書、陳情項目6、「テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪は30年を越える歴史があると考えられますが、多くの被害者がプライバシーを著しく侵害され、個人情報盗まれていると考えざるを得ない状況に追い込まれております。ある被害者は自分よりも自分のことを知っているままで表現しております。過去の細部まで知られているということはどのように判断したらいいのでしょうか。アメリカではライフログ構想が表明されており、これは全国民の足跡を記録していく構想と表現できるもののようであります。先の被害者証言を可能にするとしたら、このライフログ構想が現実化していただけることのように思われます。はたして日本ではすでに稼働しているのでしょうか。これは国民総背番号制、国民絶対管理につながりますので徹底した調

査をお願い申し上げます。」を再度要望致します。

当NPOの調査から、個人の学業成績、身体の生育、進路、結婚、就職、営業成績、昇進、財産、老後まで、正にゆり籠から墓場までの管理が始められていると考えます。これはアメリカ版ライフログ計画以上の個人管理システムであります。貴省は旧郵政省と自治省が統合されて総務省となりましたが、それが国民総背番号制を超える国民絶対管理システムを促進するための統合であったと疑われないよう、速やかなる日本版ライフログ構想の稼働実態の調査とその結果の公表、また国民総背番号制を超える国民絶対管理の時代にならないよう事前の法整備を早急をお願い致します。

(陳情項目6に「テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪は30年を超える歴史があると考えられますが」としましたが、今では40年を超えると考えております。)

7. テクノロジー犯罪主体を解明するためにポケベル周波数(285MHz)での恣意的な強力電磁波の放射実態の調査から実行して下さい。

2009年5月26日齊藤鉄夫元環境大臣宛て要望書、要望事項3で、「テクノロジー犯罪の原因調査の過程で285MHz付近の強い電磁波環境に置かれていることを自宅(千葉県八街市八街ほ230番地)で確認致しました。これはクラニシ製電界強度計LA-310を用いて計測した結果明らかになったものであります。その発信源は地元NTT基地局であることも分かりました。NTT基地局は近隣の街(佐倉市・東金市)にもありますので同じ方法で計測しましたところ同じように285MHz付近で強い電磁波を計測することができました。この結果をもって関東総合通信局に相談しましたところ、それはNTTのポケベルサービスに提供している周波数帯であるとの説明でした。しかしこの電界強度計ではその電磁波の強さは計測できませんので専門業者をお願いしましたところ(2006年7月26日実施)、自宅で86.5デシベル、NTT基地局付近では104.8デシベルが計測されました。しかし不思議なことは、LA-310で計測を始めた行なった2005年7月頃には285MHz付近で針が振り切れるようなことはなかったのであります。これはその後が強くなったということで、なぜ強くしたのかが問題であります。このポケベルサービスは2007年3月31日をもって終了しておりますので、4月2日の計測では確かにその周波数での強い電磁波は計測されなくなっております。2009年時点では近隣にあるNTT以外の携帯基地局からの電磁波もかなり弱くなってLA-310の針がほとんど振れなくなっている現状にあります。このことから、携帯基地局からは恣意的に強力な電磁波を出せることが明らかになってまいりました。

しかしこれらの計測でも分らないことは出されている電磁波の性質であります。どのような意味をもった電磁波であるのかを知るには別の計測機が必要であります。」と記しました。

ここにあるようにポケベル周波数（285MHz）の発信元であるNTT基地局付近で100デシベルを超える強力な電磁波の放射は恣意的になされたものと考えられます。これに対処するのは電波法を所管される貴省の明らかな任務であります。104.8デシベルという値をどのように判断されるのか、まず貴省のご見解をお尋ね致します。またそれを指示した意思の出所を明確にすることはテクノロジー犯罪主体の解明にもつながると考えますので、これをテクノロジー犯罪を解決するための端緒にするとの強い意思で、徹底調査して、結果を公表して頂きますようお願い申し上げます。これは現行電波法の範疇で扱える問題ですので方々宜しくお願い致します。

以上

添付書類

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1. 八街市NTT基地局電磁波計測結果 | 1部29ページ |
| 2. 被害者335名アンケート集計結果（65の表） | 1部15ページ |
| 3. テク犯配布チラシ | 5枚 |

*上記7つの要望事項に対しますご回答をお願い申し上げます。